

まちや河川を美しく 『ポイ捨て禁止に関する条例』を制定しました。

4月1日施行

本市では、五條市たばこの吸い殻および空き缶等のポイ捨て禁止に関する条例を平成18年4月1日より施行しました。この条例はまちや河川を美しくするため、また住んで良かったと思えるまちづくりのため市民・事業者・公共の場所の管理者の協力が不可欠です。

条例の主な内容

- ポイ捨て禁止対象物・・・空き缶、たばこの吸い殻、瓶、ペットボトル、トレイ、チューインガムのかみかす、紙くず、ビニール袋等
- 禁止行為・・・たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て禁止
 ペット(犬、猫等)のふんの放置禁止
- 市は・・・環境美化に関する施策の積極的な推進、その意識の啓発および自主的活動の促進。
- 市民の皆さんは・・・屋外でのたばこの吸い殻、空き缶、ペットのふんは自宅に持ち帰るか、ゴミ箱に捨てる等自らの責任において適正に処理してください。
- 事業者の皆さんは・・・事業活動によるポイ捨て防止について、環境美化推進の啓発、また適正な回収活動を実施してください。
- 公共の場所の管理者は・・・市民、事業者の美化活動に協力し、その管理地を常に清潔に保ってください。
- 罰則規定は・・・必要がある場合、市が立ち入り、調査、指導します。
 条例に違反する者に文書による「勧告」を行います。これに従わない場合は、文書による「命令」を行います。さらにその「命令」に従わないときは、氏名、住所、違反の事実を「公表」します。

きれいなまちづくりは、市民の皆さんひとりひとりが、ゴミを捨てないことから始まります。
 ポイ捨てを無くし、協力しあい環境美化を推進しましょう！！

問合せ先 生活環境課 ☎(内線391、388)

京奈和自動車道五條道路の一部区間(五條北IC～五條IC)が 4月22日開通します。



国道24号の渋滞緩和や安全確保からも念願の京奈和自動車道五條道路の一部が暫定2車線で、4月22日(土)午後4時に開通します。

今回開通する区間は、五條北IC～五條ICまでの約4.5km。

五條ICから橋本東ICまでの区間についても、工事が完了しだい開通する予定です。

開通に伴って、交通が分散され国道24号の交通渋滞の緩和や、沿道環境の改善が図られることが期待されます。

なお、市道京奈和側道線についても3月31日(金)に残り区間が開通し、全線通行可能となりました。

・事業の経過
 昭和48年 五條バイパス事業化
 昭和63年 五條バイパス用地着手
 平成2年 五條バイパス工事着手
 平成3年 京奈和自動車道五條道路として事業化
 五條道路としての用地・工事着手
 平成18年4月 五條道路一部区間供用開始

問合せ先 都市計画課幹線道路係(内線342)